

種苗法改正後の植物新品種保護の取組 — 国、自治体および事業者 —

神 山 智 美

1. はじめに

2020（令和2）年12月2日に、種苗法（1998（平成10）年法律第83号）が改正された（以下「種苗法改正」または「法改正」という。）。同法改正は、主にブランド品種ともいわれる優良品種の海外流出の抑制を目的としたものである⁽¹⁾。

その改正内容は、（1）育成者権が及ばない範囲の特例の創設としての登録品種の取扱制限（①海外持出し、②国内栽培地域）と、（2）登録品種の許諾に基づく自家採種・増殖である。

これらの法改正後、育成者権に関する意識の高まりもあり、あいついでブランド品種に係る種苗法違反の摘発がされた。例えば2021年6月25日に、群馬県が品種登録したイチゴ「やよいひめ」の苗を許可なく販売した者が、県警生活環境課などに種苗法違反で逮捕された事件⁽²⁾がある。また、同年同月28日には、高級ブドウ「シャインマスカット」の苗木を許可なく販売目的で保管した者を、警視庁生活環境課と麹町署が種苗法違反で書類送検した。この者は、ホームセンターで購入した家庭菜園用のシャインマスカットの苗木を自宅の庭で栽培しており、剪定した枝を育てなおして販売していた⁽³⁾。

（1） 拙稿「種子法廃止と2020年度種苗法改正案から考える行政の役割と種子条例・種苗条例の今後（下）」本誌502号（2020年8月）40頁。

（2） 菊池陽南子「群馬のイチゴ『やよいひめ』苗を無許可販売～種苗法違反容疑で逮捕」毎日新聞2021年6月26日18:12:02

<https://news.yahoo.co.jp/articles/9065579d06fa8339f333b5e98964228f362b4384>（2021年6月29日最終確認）。

（3） THE SANKEI NEWS「シャインマスカットの苗木無許可で保管 容疑で男を書類送検」2021年6月28日09:38

<https://www.sankei.com/article/20210628-RTB2KXXBFBJVNNYLD4DXIQQ5VY/>（2021年6月29日最終閲覧）。

そこで、本稿において、法改正前から筆者にとって懸案であった「このような法改正で優良品種の海外流出を抑制できるのですか？」という問いに、少しでも明確な回答の代わりとなるものをまとめたいと思う。ただし、現在はまだ改正法の完全施行前⁽⁴⁾であることから、「できる」または「できない」という二者択一の明確なものではなく、各セクターが現行このように尽力しており、今後このような試みが必要であるというような途中経過を報告する形となることをお許しいただきたい。

2. 法改正趣旨の実現のために — さらなる法改正の可能性

(1) 法改正内容と特例措置

改正内容について説明をしておきたい。まず、(1)育成者権という知的財産権が及ぶ範囲を広げた。すなわち、今まで育成者権が及ぶ範囲が限られていたが、その範囲の特例として登録品種の取扱制限（①海外持出し、②国内栽培地域）を創設した。もとより育成者権者は、排他的権利を有するが、個別の契約法ではなく、改めて国内法により具体的な権利行使の仕組みを構築したのである。広げた範囲は、登録品種の種苗等が譲渡された後に、①当該種苗等を育成者権者の意図しない国へ輸出する行為（種苗法21条の2第1項1号）と、②意図しない地域で栽培する行為（同法同条同項2号）である。①は、出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合に、②は、出願品種の産地を形成しようとする場合に、それぞれの範囲が確定されることで運用される（図表1⁽⁵⁾）。

法改正前は、①については、適法に購入等した種苗を海外に持ち出すことは制限されていなかった。また、②については、各道県等により、各道県の登録品種を他県等に流出させないための試みがなされていた。

(4) 登録品種の取扱制限（海外持出し、国内栽培地域）は、2021（令和3）年4月1日施行済で、登録品種の許諾に基づく自家採種・増殖は、2022（令和4）年4月1日施行予定である。

(5) 原則として、種苗法21条の2第1項1号は、許諾なしに輸出が可能である輸出先国を「指定国」とし、同条同項2号の生産地域の指定も栽培可能な都道府県や市町村等を「指定地域」とするという「クリーンリスト方式」である。この2つの情報（「輸出先国の制限（出願品種・登録品種）の公表」および「生産地域の制限（出願品種）の公表」）は、農林水産省の品種登録ホームページ「出願公表・登録公表」で公表されている。

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/gazette/kouhyou.html>（2021年10月23日最終閲覧）。

図表 1 : (1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設 (海外持出し、国内栽培地域)

①意図せず種苗が持ち出され、他国で産地化されるのを防ぎたい場合

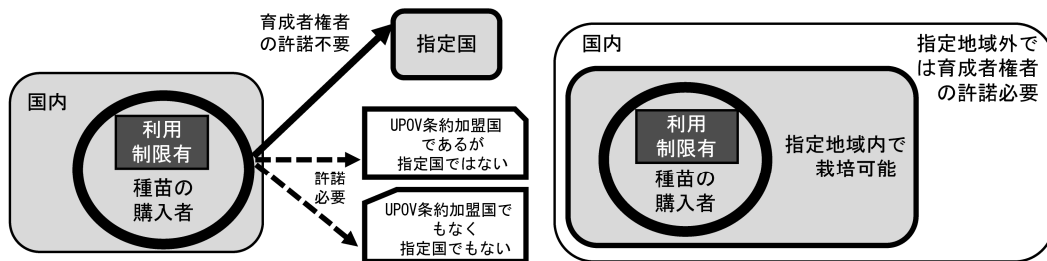
「輸出先国制限に係る届出」提出

・輸出を制限しない国 (指定国) を指定できる。

②登録品種を用いた産地づくり・地域ブランド化を進めたい場合

「生産地域の制限に係る届出」提出

・都道府県や市町村等、収穫物を生産できる地域を指定できる。



(出典) 農林水産省の資料を基に筆者作成

これに連動して⁽⁶⁾、(2)登録品種の許諾に基づく自家採種・増殖が規定された。

「自家採種・増殖」といわれる、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外とされていた「農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる」行為も、育成者権者の許諾に基づき行うことに改正された (旧21条2項・3項の削除)。

(6) 拙稿・前掲注(1)37頁図表3を参照のこと。法改正前であっても、農業者が自家採種・増殖したものを譲渡すること (海外流出含め) は違法であるが、自家採種・増殖を把握できないことから流出を食い止めることができなかった。

自家採種・増殖の扱いに関しては、「農業者の特権 (Farmer's Privilege)⁽⁷⁾」といわれるいわゆるUPOV条約（ユポフと読む：（仏）Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales）15条2項が大きくかかわっている。具体的には、育成者権の「任意的例外」として、農業者が自己の農場において栽培して得た収穫物を当該農場において増殖の目的で使用する場合は定められている。つまり、念のため述べると、「農業者の特権」は、排他的権利である育成者権の存在を前提として、その任意的例外として認められている知的財産権（条約および国内法）の下の権利である。そのため、日本の国内法は、「農業者の特権」である自家採種・増殖行為については、斯く改正したということになる。

なお、改正種苗法に関しては少なからずの誤解があるため、農林水産省も改正内容の説明を丁寧に行っている。まず、2021年1月から2月に「改正種苗法に関するWeb説明会」および、全国9カ所でブロック説明会を開催した⁽⁸⁾。さらに、種苗法改正後、農林水産省には多くの質問が寄せられているようであり、それらへの回答も「改正種苗法に関するQ&A（未定稿）令和3年4月版⁽⁹⁾（以下「Q&A集」という。）」にまとめられている。

このQ&A集の「質問10」には、「改正種苗法によって既に海外に流出してしまっている登録品種の栽培拡大を抑止できるのか。」という質問への回答が以下のように

(7) この「農業者の特権」と「農業者の権利 (Farmers' Rights)」とは異なるものである。筆者は拙稿・「種子法廃止と2020年度種苗法改正案から考える行政の役割と種子条例・種苗条例の今後（上）」本誌501号（2020年7月）87-89頁における自身の認識の過ちを以下のように改めておく。この「農業者の権利」は、食料・農業植物遺伝資源条約（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR）9条1項に明記されており、その具体化は、国内法制度によると定められている。同条約9条2項には、「農業者の権利」の具体的項目として、伝統的知識の保護、衡平な利益配分を受ける権利、植物遺伝資源の保全と利用に関する決定プロセスに農業者が参加する権利が明記されている。なお、同条約前文にも、「農業者の権利」に係る記述はいくばくか存在するが、その具体的な法規範化は、前述のように同条約9条により行われている。つまり、「農業者の権利」とは、環境・経済・社会・政治的観点から、農業・種苗企業の活動を国内外で規制することを求める主張（発展途上国政府、世界各国の農業者・消費者などによる）を背景としており、「農業者の特権」に比べればはるかに広い、法的権利にとどまらず政策的判断も求める権利概念である（淡路剛久編集代表『環境法辞典』（2002、有斐閣）280-281頁）。

(8) 農林水産省「改正種苗法全国Web説明会の開催について」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/zenkoku.html>（2021年10月22日最終閲覧）。

(9) 農林水産省「改正種苗法に関するQ&A（未定稿）」2021（令和3）年4月版
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-43.pdf>（2021年10月22日最終閲覧）。

記されている。「種苗法は国内法であるため、既に海外に流出した登録品種の栽培や流通拡大を当該国で止めることはできません。但し、海外で無断栽培等された登録品種の農産物の日本への輸入や国内における流通には育成者権を行使することができます。なお、種苗法の改正にかかわらず、万一海外に持ち出されてしまった場合には、その国の法制度で栽培や流通を差し止めなければならないことには変わりなく、他国での品種登録を進めることが重要です。」

このように、一旦流出してしまったものに対しては、流出先の国内法において品種登録されているかということが問われているし、その国の法律において異議申立てや差し止め等の措置を講じていくこととなる。それには困難が伴うことが容易に予測されるため、まずもっては流出の抑制こそ重要となる。

加えて、同改正法の施行に当たり、既存の登録品種や出願中の品種であっても、海外への持ち出しの制限に限り、2021（令和3）年9月30日までの届出が可能という特例措置が取られている（種苗法の一部を改正する法律附則3条1項）。これは「輸出先国制限」に限っており、「国内栽培地域」の制限は加えられない。というのも、既登録品種または出願中の品種については、育成者権者が望まない地域で栽培されていたとしても、それを事後的に制限することは、既に合法的に種苗を入手し栽培している農業者の不利益となるからである。そのため、国内の栽培地域の指定の届出は、2021（令和3）年4月1日以降に出願される品種から可能となっている。

（2） 個人情報保護法の「越境データ移転」と「域外適用」

上記の法改正内容を踏まえると、(1)②出願品種の産地を形成しようとする場合、および(2)登録品種の許諾に基づく自家採種・増殖制度については、国内の措置であることから次章以降の自治体や国内事業者の取組において検討することとする。ここでは、(1)①意図せず種苗が持ち出され、他国で産地化されることを防ぎたい場合のための施策を検討する。

筆者が検討の素材とするのは、種苗法同様に国外流出および域外適用について一定の制限を及ぼしている個人情報保護法（2003（平成15）年法律第57号：個人情報の保護に関する法律）からの示唆を参考とすることである⁽¹⁰⁾。

(10) 本稿における個人情報保護法制に係る記述は、主に、拙稿「個人情報保護法制における域外適用および個人情報の越境データ移転に係る一考察 — 米欧中法令の動きを捉えて執行の観点から」国際取引法学会第7号（査読済）2022年3月発刊（予定）を基にしている。

個人情報保護法においては、「越境データ移転」と「域外適用」の規定がある。これらの具体的な事例は、次のようなものである。まず、「越境データ移転」には、例えばゲーム開発などを行う外国法人に対して日本人ユーザーによるその会社の制作したゲームソフトのモニター調査結果を送る場合や、日本国内の旅行会社から海外でのアテンドをお願いする現地の旅行会社や宿泊先へ日本国内の旅行者名簿や宿泊者名簿を送る場合等がある。日本国内に送信者がおり、その送信者に対して課される規制である。他方、「域外適用」には、外国企業がEC⁽¹¹⁾サイト（いわゆる「ネットショップ」のこと）を通じて直接日本在住ユーザーの情報を取得すること、海外のホテルが直接日本国内からの予約を受け付けてサービスを提供すること、海外に拠点を移転し日本国内で取得した個人情報等を引き続き取り扱うこと等がある。外国にいる受け手の行為に及ぶ規制で、その後の情報の利用にも適用される。

なお「域外適用」については、以下に示すように他の日本法令にも規定がある。主に経済法である。というのも、現行のように、企業活動が広くグローバルに行われている時代においては、各国の国内法による企業活動の規制は必然的に重複し、ときには複数国の法が同一行為に対して適用されることがある。また、これらの複数の規制が相互に矛盾しているなども想定されるからである。この視点から、日本法における域外適用を規定するものには独占禁止法（1947（昭和22）年法律第54号：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）や金融商品取引法（1948（昭和23）年法律第25号）がある⁽¹²⁾。

こうしたなかで、個人情報保護法は、近年ビッグデータの利活用のために注目を浴び、法改正が繰り返し行われていること、および、自己情報管理権や育成者権というもので守られているべきであるにもかかわらず、意図せず越境して経済的価値を生み出すために利用されることがあり、さらにそうした行為が本人または育成者権者の権利を脅かし続けること、すなわち、個人情報も日本にいる本人に対して用いられるし、種苗を用いた収穫物が流出先国から日本に輸出される（日本は輸入側となる）場合もあるという点が種苗と類似していることから、選定したものである。

(11) Electronic Commerce「電子商取引」の略である。そのため、ECサイトとは、商品やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイトや販売するサイトのことである。

(12) 拙稿「2020年度種苗法改正案と品種登録制度に関する一考察——主に育成者権侵害事例からの検討——」国際取引法学会第6号（2021）122-124頁。

(3) 個人情報保護法制の検討

1) グローバルな規範の不存在

個人情報保護について国際的な規範といえるのは、OECD（経済協力開発機構）プライバシーガイドライン8原則である。これは、1980年9月に発表された、OECD理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」の中で挙げられている8つの原則のことである⁽¹³⁾（2013年に一部改正）。情報・通信技術の進歩や普及により個人情報やプライバシーの保護に関する要請が強まる中、国際的な情報流通を円滑に進めるため、先進各国が足並みを揃えて法律や規制を整備するための基本原則を定めていることから、日本を含む各国の個人情報保護の考え方の基礎になっている。

その他、WTO（世界貿易機関）においてデジタル貿易の自由化に関わるのは、1998年に開催されたWTO閣僚会議で「電子的送信には関税を課さない」とする曖昧な取り決めがある。ただし、その有効期間は、次の閣僚会議までの原則2年間であり（モラトリアム合意）、その都度に全会一致を得て継続されているにすぎない。さらに、近年のビッグデータの利活用をはじめとするデジタル化された個人情報の多様なサービスがグローバルに展開されるようになってからは、2018年にWTOでデジタル貿易のルールが議論されているものの、一致をみないままである。つまりデジタル貿易の自由化について、WTO協定としての恒久的なルールは存在しない⁽¹⁴⁾。

そうしたなかで個人情報保護法制をけん引してきたのは2018年にEUで施行されたGDPR（EU一般データ保護規則）である。GDPRは、原則として、第三国（または国際機関）に対するデータの移転を禁じている。そのうえで、個人データについて標準データ条項（SDPC）等により適切な保護措置がなされており、かつ、一定の要件を満たす場合や、当該第三国などについて十分なデータ保護の水準が確保されていると欧州委員会が認めた場合（充分性認定がなされている場合）には、個人データの移転に許可などを要しないとの例外を設けている（GDPR45条

(13) OECD, “*OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data*”, <https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandTransborderFlowsOfPersonalData.htm> (Last visited Oct.23, 2021).

(14) 岩田伸人「デジタル貿易ルールの展望 WTO有志国グループの『共同声明』から考える」日本貿易会月報2019年10月号（No.782）11-14頁。

1 項)。

日本はこの十分性認定国に該当しているが、他方、米国は該当しない。しかしながら、現実的にGDPRを遵守した方法を各事業者が実施するのでは、多くの困難（主にトランザクションコストを要すること）が伴う。まして米国にはFacebook Inc.やGoogle LLCがあり、これらをEU市民が利用できないのも不便である。そのため、EUと米国との越境データ移転に関する米欧間の協定（セーフハーバー協定やEU-US プライバシーシールドという米欧のデータ移転枠組み）も存在していた（現在新たな枠組みを協議中である⁽¹⁵⁾）。

さらに、EUはこうした十分性認定国というカテゴライズ（指標の策定と認証制度の確立、および国単位での段階別管理）を図っているところ、米国を中心とする別のグルーピングも登場してきた。CBPR（越境プライバシールール）システムの加盟国（米国、カナダ、メキシコ、日本、韓国、シンガポール、台湾、フィリピン、オーストラリア）である⁽¹⁶⁾。これは、APEC（アジア太平洋経済協力会議）が2011年に合意した域内でのデータ移転ルールである。また、2021年には中国でも個人情報保護法（2021年11月1日施行）とデータセキュリティ法（2021年9月1日施行）が成立した⁽¹⁷⁾。

このような各国の法制化に伴うそれぞれの独自規制とそれに伴うグルーピングルールの策定は、同グループ内での便宜を図るには都合がよいが、「データ経済圏」というべきものを複数存立させることにもなっている。また、より利便性を求めるには、多くのグループに所属する必要が出てくるため、国家としての取組の充実が求められるようになってきている。

2) 日本の個人情報保護法の充実 — 「越境データ移転」の規定

日本の個人情報保護法は、2015（平成27）年、2020（令和2）年および2021（令

(15) 2020年にEU司法裁判所で、米欧プライバシーシールドに無効判決（いわゆるSchrems II判決）が下されたためである。

(16) 石川智也「ウェビナー 改正個人情報保護法への実務対応～ガイドラインとそのパブコメの結果及びQ&Aも踏まえて」2021年9月16日（スライド28）。

(17) 張 翠萍・志賀正帥「中国個人情報保護法の解説 — 日本企業が留意すべき点を中心に —」2021年9月3日号 西村あさひ法律事務所中国ニューズレター 1頁、およびJETRO「データセキュリティ法、9月1日から施行、越境データ移転の管理など規定（中国、世界）」2021年6月18日

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/692a61a9d416c338.html>（2021年10月22日最終閲覧）。

和3)年に改正がなされており、これらの法改正(特に2015年法改正と2020年法改正)における「越境データ移転」と「域外適用」の規定が充実してきた過程をたどる。

まず、「越境データ移転」に関しては、「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進⁽¹⁸⁾」を実現するためには、国家間では相互に信頼性を確保した自由なデータ流通を促進する必要があることに加え、個人データのフリー・フローを支える信頼を、事業者と本人の間においても確保することが重要であると指摘されている。

2015年法改正で導入された同法24条は、個人情報取扱事業者が外国に個人データを移転できる場合を一定の場合に制限するものである。その規制の対象は個人データの移転元である国内事業者である。そのため、2020年法改正においては、移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するために、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることとした。具体的には、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求めることとした(同法26条の2第1項2号)。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととした(同法26条の2第2項、同法24条3項)。

なお、同法の見直しに当たり、個人情報を巡っては、グローバルな視点での、技術的進展と社会システムの変容に基づき、急激な変化が進展しつつあることを踏まえ、柔軟な対応を可能とする枠組みが望ましい⁽¹⁹⁾、とされている。そうした柔軟性を配慮した観点からも、国際約束の誠実な履行等として、法律の施行に当たっては、日本が締結した条約および確立された国際法規を遵守しなければならないことも明記された(同法78条の2新設)。

(18) 「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)16頁。

(19) 個人情報保護委員会(PPC)「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱 令和元年12月13日」3頁。

また、個人情報保護法の目的には、個人情報の適正かつ効果的な活用は、「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性」を有することから、必要な配慮をする旨明記されている（同法1条）。こうした「新たな産業の創出」などを促進する観点からは、事業者自身による自らの事業等の実態に即した個人情報保護のための取組が率先して行われる必要がある。そのためには、法の遵守のみならず、自主的取組が率先して実践されやすい仕組み、すなわち事業実態に即したものとすることで法の実効性を確保することにより、「活力ある経済社会及び豊かな国民生活」を実現していくことが重要であると思われる。

3) 日本の個人情報保護法の充実 — 「域外適用」の規定

次に、「域外適用」に関しては、2015年法改正によって、法の適用関係が明確化された。この結果、外国において個人情報または当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う個人情報取扱事業者に法が適用されるのは、①「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して」、②「その者を本人とする個人情報を取得した場合」とされている（個人情報保護法75条）。そのため、個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報を外国において取り扱う場合についても適用される⁽²⁰⁾。ただし、域外適用に関しては、報告徴収および立入検査ならびに命令に関する規定は外国の事業者には適用されないため、個人情報保護委員会が、域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導、助言および勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっており、報告徴収および立入検査ならびに命令を行うことはできないこととなっていた。

そのため、実態として、外国の事業者の不適切な取扱いについては、日本の拠点を通じた指導等により是正されていた。そして、仮に、外国の事業者に同法の義務規定に違反する行為があると認められ、指導・助言または勧告を行っても改善されない等、より強力な措置をとる必要がある場合には、個人情報保護委員会が、個人情報保護法に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対して、相互主義（外交や通商などにおいて、相手国の自国に対する待遇と同様の待遇を相手国に対して付

(20) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」平成28年11月（令和3年1月一部改正）81頁。

与しようとする考え方。互惠主義、レシプロシティともいう。)の下、その外国の法律に基づく執行の協力を求めて(同法78条)、実効性⁽²¹⁾を確保することとなっている。また、外国事業者について、2017(平成29)年度は、漏えい等報告10件、指導助言4件、2018(平成30)年度は、漏えい等報告20件、指導助言15件の対応実績があり、対応件数は増加している。そこで、国内事業者と外国事業者との公平性の観点から、外国事業者に対する執行を強化すべきとも考えられていた⁽²²⁾。

こうした状況を踏まえ、2020年法改正においては、「外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合」(同法75条)を、罰則によって担保された報告徴収および命令の対象とした(同法40条1項)。同法75条は、2015年法改正で設けられたが、2020年法改正においては外国にある「個人情報関連情報取扱事業者」および「仮名加工情報取扱事業者」に関する規律についても域外適用されることになった。

また、事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を個人情報保護委員会が公表できることとした(同法42条4項新設)。さらに、同委員会による外国の事業者に対する立入検査を可能とした(同法40条1項)。もっとも、実際の立入に当たっては、外国主権との関係から、他国の同意がない限り、他国領域内における公権力の行使はできない。そのため、前述のように、必要に応じて、外国当局との執行協力を行っていくためにも、国際約束の誠実な履行等に留意するよう定められている(同法78条の2新設)。あわせて、内外の事業者に対して実効的に権限を行使し、かつ、領事送達・公示送達等の送達に関する手続を具体化した。これは、適正手続を担保するためのものであり、内外の個人情報取扱事業者等に対して、実効的に権限を行使し、かつ、適正手続を確保するため、領事送達・公示送達等の送達に関する手続が規定された(同法58条の2から5)。より具体的には、同法58条の2(送達すべき書類)、同法58条の3(送達に関する民事訴訟法の準用)、同法58条の4(公示送達)および同法58条の5(電子情報処理組織の使用)の新設である。

(21) 「実効性」という文言の意味と用いられ方については、北村喜宣「政策法務のかんどころ 追えどつかめぬ幻か 『実効性』を考える」自治実務セミナー2021. 7 40頁が参考になる。「実効性」という表現は数多く使われているものの、その文言に何らかの行政法学的意味をもたせて法的概念としうるにはさらなる検討が必要であることが指摘されている。さしあたっては北村教授が指摘するように「義務履行確保」という意味でそのための仕組みおよび仕掛けの検討を、本稿では進めている。

(22) 個人情報保護委員会(P P C)・前掲注(19)29頁。

(4) 個人情報保護法制からの示唆

個人情報保護法制からの示唆を以下に検討する。端的には、相互主義の考え方での国際協力と、種苗法のさらなる充実が必要ということであろうと筆者は考えている。

1点目に、植物新品種保護および種子・種苗の海外移転等には、個人情報保護法制と異なり、国際的にもUPOV条約や食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）等が存在する。ただし、これらの条約の批准等が各国に具体的な種苗という「物」の取扱いレベルに関してのお墨付き（GDPRの十分性認定やCBPRシステムの加盟国内における合意）を確保できているわけではなく、あくまでも各国法において育成者権保護の範囲の規定とその遵守のための仕組み構築が求められている。

2点目に、GDPRは、原則として第三国（または国際機関）に対するデータの移転を禁じている。そのうえで、GDPRを遵守する事業者に関しては例外として認めているが、その遵守はかなり難しいことから、国単位での十分性認定や、その水準に至らない場合であっても米国とのように二カ国間の協定を締結している。このように、国単位で相互主義に基づき、自国の試みのみではなく相手国の政策や対応レベルを引き上げる試みを実施している。

これら1点目および2点目を踏まえると、もちろん、国際的な協調は大切であり、その具体的に求められている水準は、「相互主義」という“互惠”、つまり、相手国の自国に対する待遇と同様の待遇を相手国に対して付与しようとする考え方であることからすると、相手国からの信頼を得るために、自国でも厳格な植物新品種保護の仕組みを有していることが重視されるといえる。さらに、先に述べたように、日本の種苗法が導入したのは、(1)①で示したように輸出を制限しない国（指定国）を育成者権者が定める方式である。これは、ある意味ではGDPRにおける国単位での十分性認定に類似しており、相手国の政策や対応レベルを引き上げることに繋がる運用がなされることを望む。

続いて、3点目に、国内法のさらなる法改正が、段階に応じて必要である。まず、「越境移転」に関しては、個人情報保護法の2020年法改正においては、移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するために、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることとした。その規制の対象は、個人データの移転元である国内事業者である。具体的には、本人の同意を根拠に移転する場合（個人情報保護法26条の2第1項2号）と、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件とする場合

(同法26条の2第2項、同法24条3項)で異なる。個人情報保護法においては、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととしている。

筆者は、育成者権保護に関しては、移転先事業者が継続的な適正取扱いをしている場合であっても、本人同意(育成者権利用契約)無きままの越境移転という例外は認められないと考えている。そのため、個人情報保護法26条の2第1項2号を参考にして、まずもって本人同意は必須であり、種苗の流通を行う者(業として行っていない場合も含む)は、(ア)育成者権者が同意できるかどうかをより判断しやすくするために、移転先事業者の名称や植物新品種の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における登録品種の取扱いに関する育成者権者への情報提供の充実、および(イ)育成者権者と移転先事業者との何らかの利用契約の締結を経たうえでのみ海外移転できると規定することを求めたい。筆者は、種苗自体の移転を推奨しているわけではないが、ブランド力が定着してきた後に、「収穫物という現物」の輸出ではなく、現地法人における生産委託というパテントビジネスモデルも想定できると考えており⁽²³⁾、そのためにも「越境移転」には育成者権者の同意と移転先事業者との契約が必須であることを明確にしたいと考えている。加えて、「域外適用」よりも「越境移転」に関わる国内事業者の方が規制対象としやすいのが実態であることから、国内の育成者権者、種苗の流通業者や収穫物取扱事業者等への警告のためにも、罰則によって担保された報告徴収および命令の対象とし、ならびに違反者の公表の仕組みの構築などを求めたい。

4点目に、「域外適用」に関して注目すべきことは、移転先国における「利用」にも、何らかの制限を及ぼすことが可能ということである。ただし、移転先国内における法執行は現実的には難しく、規制強化は必要とは考えられつつも、実態として、日本の拠点を通じた指導等により是正されているにすぎなかった。そこで、個人情報保護法の2020年法改正においては、「外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合」(同法75条)を、罰則によって担保された報告徴収および命令の対象とした(同法40条1項)。事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を個人情報保護委員会が公表できることとした(同法42条4項新設)。さらに、同委員会による外国の事業者に対する立入検査を可能とした(同法40

(23) 拙稿・前掲注(12)109-110頁。

条1項)。実態の問題点を少しでも解消するために、必要に応じて、外国当局との執行協力を行っていく(同法78条の2新設)ことを明記し、あわせて、内外の事業者に対して実効的に権限を行使し、かつ、領事送達・公示送達等の送達に関する手続を具体化した。このように、個人情報保護に関しては、「域外適用」に係る規定を充実させ、少なくとも命令発出とそれに従わない場合には公表するという仕組みを整え、リスクコミュニケーションを実施していることが評価できる。

他方、育成者権保護に関しては、意図せぬ移転先国における「利用」に係る具体の規制条文はない。(1)①輸出を制限しない国(指定国)を指定できる(種苗法21条の2第1項1号)ので、制限していない国に種苗が輸出されるわけではなく、(1)②国内においても、都道府県、市町村等、収穫物を生産できる地域を指定できる(同法同条同項2号)。とすれば、(1)①性善説に立てば、輸出を制限している国で栽培されるわけではないため、改めて指定国以外での利用を規制する条文が存在する必要はない。なお、(1)②の栽培地域制限は国内のみでの規制である。そのため、意図せぬ形で輸出を制限した国において栽培されている場合に、日本国が直接及ぼせる措置はないことになる。また、移転先国がUPOV条約1991年法加盟国間でも、外国主権との関係から、他国の同意がない限り、他国領域内における公権力の行使はできないため、必要に応じて、個人情報保護法78条の2のように、外国当局との執行協力を行っていく規定と、同法78条の「外国執行当局への情報提供」を生かして実際に執行協力を図っていく仕組み構築が必要であろう。

さらに、種苗法には罰則規定として、育成者権または専用利用権を侵害した者に、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する規定(同法67条)がある。このように重罰化は図られているものの、育成者権という排他的権利の「侵害」——ここでは指定国以外への輸出——への罰則はあるが、未遂犯、教唆犯および幫助犯に係る規定はない。海外移転に関しては水際での防除が求められており、その観点からも未遂犯、教唆犯および幫助犯に係る規定も必要であろう⁽²⁴⁾。

(24) 拙稿・前掲注(1)40頁。

3. 公共セクター、主に自治体の取組

(1) 農産物知的財産権保護ネットワーク

地方公共団体、とりわけ道府県の農業試験場による品種改良に基づき、道府県が育成者権を保有することが少なくない。道府県が品種登録を行い、それを地域産品（ブランド品種）などとして産地を形成し、さらに地域ブランド化を図っている事例がある。生産地域の制限の根拠となるのは、これまでは条例⁽²⁵⁾・要綱または育成者権者である道府県との契約等であったが、種苗法改正後に新規に⁽²⁶⁾品種登録する場合には前述の種苗法21条の2第1項2号における生産できる都道府県や市町村等の指定等で規定されていくことになる。

ただし、条例（および要綱）は、当該地方公共団体の区域内でのみその効力を有する⁽²⁷⁾。そのため、種苗法改正前までは、法律による栽培地域の指定および指定地域以外での栽培を制限する仕組みが十分には確立していなかったといえる⁽²⁸⁾。また、複数の自治体が、自らを育成者権者として、県内の栽培農家と利用許諾契約を締結しているが、契約には原則として私的自治の原則が働くため、刑事罰を伴う法令違反がない限り、警察はその部分に関しては機能しなかったからでもある。さらに、自県内でのみ栽培すべき品種の収穫物が他県で栽培され出荷されているとしても、他県にまで赴きその契約違反に対して行政指導をするまたは種苗法違反（育成者権の侵害）を摘発することは難しかった。それはすべての都道府県にとって同様であった。こうし

(25) 例として、栃木県のいわゆる種苗条例（奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例）9条は、「奨励品種のうち県が育成した品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権活用に努めるものとする」と規定する。

(26) 既存の登録品種や出願中の品種に関して、種苗法改正後に事後的に、種苗法21条の2第1項2号の生産できる都道府県や市町村等の指定ができるかについては、農林水産省・前掲注(9)質問19の回答のように、「既に合法的に種苗を入手し栽培している農業者の不利益になるため、国内で栽培可能な地域の指定の届出はできません」と示されている。しかし、これまで育成者権者である県が、契約書等によって「県内のみでの栽培」としてきた品種（例として、愛媛県の「愛媛果試第28号（商標：紅まどんな）」や「甘平」等、山口県「ゆめほっぺ（品種名：せとみ）」、福岡県「あまおう」等）についても、他の登録品種と同様に、種苗法21条の2第1項2号の生産できる都道府県や市町村等の指定が追加できないかについては疑問も残る。

(27) 塩野 宏『行政法1 行政法総論（第6版）』（2015、有斐閣）74頁。

(28) 部分的には拙稿・前掲注(12)124頁の表2が示すように、地理的表示（GI）保護制度や地域団体商標による保護も可能であろうが、植物新品種についてはそれらでは甚だ不十分である。

たことから、他県内の違反事例には他県内の農産物の知的財産関連部署から、代わりに指導してもらうこと、または他県から依頼されて、他県内でしか栽培・出荷できない製品の自県内からの出荷には目を光らせることが増えてきた。それは各都道府県にとって「お互い様」でもあり、住民への「育成者権」の教育・啓発の機会としても重要な位置づけとなった。

そこで、都道府県間で互いに協力し合う知的財産権保護の仕組み（パートナーシップ）が形成されてきた。これが、「農産物知的財産権保護ネットワーク」による県間協力である。これは、福岡県の呼びかけで2003（平成15）年5月に18道県の参画を得て構築された⁽²⁹⁾（福岡県は設立から2016（平成28）年度までの事務局を担当。）。参画する自治体は次第に増えていき、2016（平成28）年4月には47都道府県が参画するに至った⁽³⁰⁾。

その活動内容は、主に以下の3点である。1点目に、育成者権侵害対応時の連携である。毎月1回、無断栽培等に関する情報交換を行っており、各都道府県の育成品種への権利侵害が発生した場合には、当該県同士が必要に応じて侵害状況の調査や証拠品の入手、侵害者への指導等で協力し合い問題解決を図っている⁽³¹⁾。

某自治体へのヒアリングによれば、こうした育成者権侵害事例の発見には、生産者および販売者からの告発が有益であり、そうした告発があると逐次調査に出向くことになる。難しいのは、「他県の生産者に販売しない」という制限がある品種に関して、例えば県境辺りのホームセンター（種苗の流通業者）で販売するときに、複数の県の人々が顧客として訪れるため、身分証明書を提示してもらわなければならないという実態があることである。まして親戚や友人・知人に種苗が分け与えられることは防げないし、畑にあるものを盗まれたり枝ごと折られたりすれば、そのまま県外流出することにもつながるとのことであった。このように、完全に防ぐのは難しいという現実には直面しつつも、各都道府県間の連携により、対応されていることが確認できる。

2点目に、イチゴ品種を大切に取る取組である。イチゴは国内に200以上の品種があり、各地のブランド品種もある。そこで、参画する都道府県が育成した品種リスト

(29) 矢羽田二郎・吉野 稔・江藤文香「『福岡県農産物権利侵害対応マニュアル』の策定 — これからの育成者権保護に向けた全国初の取組み —」農業および園芸83(4) (2008) 438頁。

(30) 山本康平（福岡県農林業総合試験場企画部知的財産活用課）「公設研究機関における知的財産に関する取組について」平成29年7月25日（スライド13）

http://agri-renkei.jp/news/docs/20170725seminar_yamamoto.pdf（2021年10月24日最終閲覧）。

(31) 矢羽田他・前掲注(29)438頁。

を作成してネットワーク上で公開し、主要なイチゴ品種を見分けるための形態的ポイントを記載した「イチゴ品種の見分け方」パンフレットを作成・配布もした⁽³²⁾。

3点目に、インターネット販売への独自の対応である。インターネットオークション会社またはインターネット販売サイト管理会社に対し、育成者権侵害物品を出品禁止物のリストに加える旨の要請を農産物知的財産権保護ネットワークの参画都道府県が共同で行っている。一例として、2019（令和元）年7月24日には、当時の事務局である長野県農業試験場知的財産管理部の取りまとめで、楽天株式会社、ヤフー株式会社、株式会社メルカリ、ビカム株式会社、アマゾンジャパン合同会社宛に「『インターネット販売における育成者権侵害行為の防止』に関する要望について」という要望書が提出されている⁽³³⁾。

筆者が仄聞するところでは、インターネット上での販売については、前述の農産物知的財産権保護ネットワークの参画都道府県が共同で要望書を提出したような大手のインターネットオークション会社またはインターネット販売サイト管理会社（楽天、Yahoo、メルカリ、アマゾン、ビカム等）は、都道府県等から「育成者権侵害行為がある（他県の生産者が出品している）」と告発すれば、速やかに当該出品を差し止める措置をとるなどの対応をしてくれるようである。しかしながら、違反事業者は、こうした大手インターネット販売サイトへの出品のみではなく、独自のインターネットサイトでの販売も実施・継続している。こうした独自サイトの存在を規制する適当な手段はなく、インターネット販売の完全なる防止は困難といえる。

このような活動をしている「農産物知的財産権保護ネットワーク」であるが、これは国の主導で集められた組織ではなく、都道府県が主体的にネットワークを形成してきた成果であり（2007年9月段階では33道府県、2008年4月には34道府県、2013年1月には43道府県というように次第に増えてきているのが各種資料から確認できる。）、地域産品づくり（産地形成）のために育成者権の侵害事例を深刻に受け止めざるを得ない各自治体のその主体性と積極性が高く評価できる。

(32) 窪田新之助「【農業ウォッチ】侵害防止へイチゴの育成者権の情報公開／43道府県の保護ネットワーク」農業ビジネス2013年1月1日

<https://agri-biz.jp/item/detail/18046>（2021年10月24日最終閲覧）。

(33) 農産物知的財産権保護ネットワーク（事務局：長野県農業試験場知的財産管理部）「『インターネット販売における育成者権侵害行為の防止』に関する要望について」2019（令和元）年7月24日

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/4siryou-7.pdf>（2021年10月24日最終閲覧）。

(2) 福岡県 — 権利侵害対応マニュアルの作成と「あまおう」ブランド

複数の都道府県の取組で特色あるものが見受けられるところ、以下でそれらのうちのいくつかを紹介しておきたい。まず、福岡県は2014（平成26）年に「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例（平成26年条例第51号）」を制定し、県が新品種の開発とその普及に必要な施策を掲げ品種開発と採種事業に取り組んでいる⁽³⁴⁾。

農産物知的財産権保護ネットワークを立ち上げた福岡県では、福岡県農産物知的財産権センター（福岡県農林業総合試験場 知的財産活用課）が中心となって、知的財産権の取得支援等も行っており、その旨が同県農林業総合試験場のウェブサイトに表示されている⁽³⁵⁾。同知的財産権センターの具体的な業務内容は、農林産物知的財産権の情報提供および啓発、農林業者等の農林産物知的財産権の取得支援、ならびに農林産物知的財産権侵害に係る情報収集・調査である。

この福岡県農産物知的財産権センターが中心となって2007（平成19）年3月に策定したのが、「福岡県農産物権利侵害対応マニュアル（監修：浦和法律事務所、弁護士・弁理士 田中雅敏）」である。弁護士に法的な側面からの監修を依頼し、法的措置に備えた証拠の収集・保全策などを示し、事案別に具体的な権利侵害の対応を記載している。その具体的な内容は、違法輸入農産物への対応・無断栽培への対応・本県育成品種の県外における無断栽培・他県育成品種の県内における無断栽培・インターネットオークション出品への対応・他県における権利侵害対応事例である。筆者は、残念ながらその実物は入手できていないが、その内容の高い充実度は、複数の論稿⁽³⁶⁾などからうかがえる。

また、福岡県には、2001年に福岡県が育成し品種登録出願し、2005年に登録したイ

(34) 条例の前文に「競争力のある本県農林水産業を確立すること」の必要性も明記され、県の主要な施策を定める第6条に、「一 需要の動向に応じた農林水産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入等による収益性の高い経営の確立及び競争力のある産地の育成に必要な施策」「七 農林水産業及び農山漁村の発展に資する新品種及び新技術の開発並びにその普及に必要な施策」がある。

(35) 福岡県農林業総合試験場「福岡県農産物知的財産権センター」
<http://farc.pref.fukuoka.jp/center/center.html>（2021年10月24日最終閲覧）。

(36) 矢羽田他・前掲注(29)438－442頁、吉野 稔・江藤文香・矢羽田二郎「福岡県における農産物の育成者権侵害事例と対応方策」福岡県農業総合試験場研究報告27（2008）6頁、および農林水産省資料「『福岡県農産物権利侵害対応マニュアル』について」
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/expert_meeting/03/pdf/data01-2.pdf（2021年10月24日最終閲覧）。

チゴ品種「あまおう（品種登録の名称：福岡S6号）」がある⁽³⁷⁾。福岡県は、この品種の流出措置として、品種の利用許諾契約において、登録品種の種苗の譲渡制限を条件とする等、技術流出の防止等に対策を講じている。具体的には、当該種苗の供給者に対しては、県内生産者に限定して販売することを条件に通常利用権を許諾し、さらに生産者に対しては種苗を譲渡しない旨の誓約書を提出してもらう等の対策を講じている⁽³⁸⁾。なお、同県が生産者を福岡県内に限定した理由は、県で育成した優れた特性を持つ品種を、県独自のブランドとして確立することが、県内農家の利益と産地競争力の確保につながると判断したためであった⁽³⁹⁾。

「あまおう」に関しては、国内での品種登録、中国および韓国での品種登録、国内での商標登録、ならびに香港・中国・韓国・台湾での商標登録を行っている。こうした登録は、後述するように日本国政府も推奨しており、このように商標として権利化したことにより、「あまおう」のブランドは永続的に利用可能である⁽⁴⁰⁾。

この「あまおう」を代表とする福岡県のブランド品種を守る取組は、かなり徹底している。研究開発を行う品種の絞り込み、ノウハウ・データの管理の徹底、および知的財産マネジメント人材教育も着実にやっている⁽⁴¹⁾。なかでも、流出対策は前述のように抜きこんでいる。

さらに同県の育成者権侵害を防ぐための対策には、「福岡県農産物権利侵害対応マニュアル」にも示されているように、法的措置に備えた証拠の収集・保全策がある。具体的には、育成者権侵害の有無の確認には、必ず被疑物品を入手し類似性判断を行う必要があるとされており、インターネットオークション出品物は必ず落札して入手

(37) 農林水産省品種登録ホームページ「登録品種データベース（福岡県：福岡S6号）」
http://www.hinshu2.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM112.aspx?TOUROKU_NO=12572&LANGUAGE=Japanese（2021年10月24日最終閲覧）。

(38) 農林水産省・知的マネジメント強化支援検討委員会作成「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」2019（平成31）年3月策定、2021（令和3）年3月改定、47頁。なお、同手引き78頁には、以下のような詳細な記述がある。「『あまおう』の種苗流出のルールとして、福岡県とJA全農ふくれんは通常利用権の許諾契約を行い、種苗の譲渡は福岡県内の生産者に限定し、第三者への種苗の譲渡を禁止する条件の設定、JA全農ふくれんは農家が種苗を譲渡しないよう指導する旨の覚書を各JAから提出してもらっています。また、各JAは福岡県内の生産者に対し、種苗を譲渡しない旨を記載した誓約書を提出してもらい、種苗の流出管理を行っています。」

(39) 農林水産省・前掲注(38)79頁。

(40) 農林水産省・前掲注(38)79頁および77頁。

(41) 農林水産省・前掲注(38)78頁。

し、住所・氏名など出品者に関する情報を特定する必要があるとする。さらに、DNA分析による品種識別は、育成者権侵害の疑いを疎明するのに有効であり、迅速な権利侵害対応のために推奨されている。加えて、無断で譲渡された種苗の流通経路調査では、被疑物品の生産・流通・販売にかかわった人たちから正確かつ十分な情報が聞けるとは限らないことから、できるだけ客観的な情報を集めることの重要性が確認されている⁽⁴²⁾。

(3) 愛媛県 — 丁寧な取組と海外での品種登録・商標登録

愛媛県のウェブサイト上の育成品種の紹介サイト（農林水産研究所・果樹研究センター）には、「愛媛果試第28号、甘平、媛小春、ひめのかの4品種は、栽培を愛媛県内に限定しています（愛媛県外での栽培は認められません。）」との記述がある⁽⁴³⁾。同県においても、これらの品種については、種苗流通業者や生産者との利用許諾契約により、生産者を県内農家に限定している。

これに関連して「登録品種の種苗は適正に利用しましょう！」⁽⁴⁴⁾というサイトや、「愛媛県登録品種の県外流出を防ごう！」⁽⁴⁵⁾というサイトもある。加えて、「登録品種及び県オリジナル品種に係る啓発パンフレット」⁽⁴⁶⁾や「愛媛県登録品種の県外流出防止」チラシ⁽⁴⁷⁾もある。県外流出のみならず、育成者権に係る啓発教育に尽力している様子がわかる。さらに、県外流出防止対策として、「県（育成者権者）—種苗流通業—生産者個人」それぞれのアクターへの教育啓発と、相互の丁寧な信頼関係の構築を促すための啓発活動が実施されていること、および、公衆への普及啓発によって違反事例の情報収集を求める様子がうかがえる。

(42) 吉野他・前掲注(36) 4－6頁。

(43) 愛媛県「育成品種の紹介」<https://www.pref.ehime.jp/kashi/sonota/sinhinsyu.html>（2021年10月24日最終閲覧）。

(44) 愛媛県「登録品種の種苗は適正に利用しましょう！」
<https://www.pref.ehime.jp/h35500/kengaikyodaku/syubyoupanhu.html>（2021年10月24日最終閲覧）。

(45) 愛媛県「愛媛県登録品種の県外流出を防ごう！」
<https://www.pref.ehime.jp/h35500/kengaikyodaku/kengairyuusyutu.html>（2021年10月24日最終閲覧）。

(46) 愛媛県「登録品種及び県オリジナル品種に係る啓発パンフレット」
https://www.pref.ehime.jp/h35500/kengaikyodaku/documents/20170314_panfu1.pdf（2021年10月24日最終閲覧）。

(47) 愛媛県「愛媛県登録品種の県外流出防止」
https://www.pref.ehime.jp/h35500/kengaikyodaku/documents/20170314_panfu2.pdf（2021年10月24日最終閲覧）。

なお、愛媛県が育成した品種について、他県の農家からも栽培したいという要望が寄せられるようになった。これを受けて、当該品種の質を担保することを重視しながら、愛媛県と一緒に取り組んでいただける生産者、生産団体に、一部の登録品種を生産できる途を開いている⁽⁴⁸⁾。

また、外国での商標権の取得についてである。愛媛県は、かんきつ新品種としての「紅プリンセス（品種名：愛媛果試第48号）」を2005（平成17）年から14年の歳月をかけて育成した。2019（平成31）年4月に国内での品種登録・商標登録を出願した⁽⁴⁹⁾。それに合わせ、2019（令和元）年12月定例県議会の一般質問において、県農林水産部長により、「海外市場として有望な台湾や香港、東南アジアなどで商標登録を出願した。無断栽培の事例が多発している韓国や中国でも品種登録の手続きを進めるなど、流出防止対策をできる限り講じている。⁽⁵⁰⁾」と回答されており、品種登録・商標登録も進められていることが示されている。

（４） 考察 — 国の支援の必要性等

前述のとおり、自治体に対する日本国による支援も少なくないが、そのより一層の充実が望まれる。以下に4点ほど述べる。

1点目に、外国における品種登録に関しての推奨がなされている⁽⁵¹⁾。外国における商標権登録についても同様であろう。しかしながら、育成者権者である都道府県のみが実施することには多くの困難が伴うことが、各自治体の現場の実態から確認できる。

例えば、石川県は、14年かけて「ルビーロマン」という高級ブドウ品種を形成し、2007（平成19）年3月に品種登録を終えた。翌年に市場デビューをすると、その後、台湾のスーパー等に購入されるようになった。ただし、「当初は海外で通用するかも

(48) 愛媛県「愛媛県育成品種の生産許諾（種苗の譲渡）について【県外の生産者向け】」

<https://www.pref.chime.jp/h35500/kengaikyodaku.html>（2021年10月24日最終閲覧）。

(49) 愛媛県「かんきつ新品種 ‘紅プリンセス’」

<https://www.pref.chime.jp/h35500/documents/beni-princess-gaiyou.pdf>（2021年10月24日最終閲覧）。

(50) 愛媛新聞「県議会一般質問・菅森実氏（リベラル） 新品種の海外流出防止策 台湾などで商標登録 農林水産部長」2019年11月30日（土）

<https://www.chime-np.co.jp/article/news201911300031>（2021年10月31日最終閲覧）。

(51) 以下のウェブサイトにて、海外における品種保護制度・権利侵害に関する情報が掲載されている。農林水産省品種登録ホームページ「育成者権保護に関する情報」

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/hogo.html>（2021年10月24日最終閲覧）。

うかもわからず」、つまり、もともと韓国や中国では販売する予定ではなく、韓国や中国を輸出先とは想定していなかったため、これらの国での商標登録はしなかった。すると、2021年8月、韓国で2019年に英語、2020年にカタカナとハングル文字で「ルビーロマン」の商標登録が行われていたことが判明した⁽⁵²⁾。さらに、韓国のソウル市内の大手百貨店では、「世界で最も高価なブドウ、ルビーロマン」と謳われ1房ずつ木箱に入れられたブドウが、100グラム8千ウォン（約800円）で販売されているとのことである。なお、苗木は韓国のインターネット通販でも購入できる状態とのことで、販売業者は中国から輸入したとしている⁽⁵³⁾。

こうした外国での商標権の問題は、他県でも発生しているようである。某都道府県（育成者権者）は、新品種の品種登録・商標登録を出願し、国内同様に、近隣諸国においても品種登録・商標登録を出願している。しかし、中国では中国内の他の事業者によってこの名称での商標権登録が申請されているという連絡が複数回あり、その度に異議申立てを行い、それを阻んでいるとのことである。このような状況においては、育成者権者は、その度に、海外渉外弁護士料等の負担をする必要があるし、こうした外国における冒認出願（特許権や商標権、意匠権などに対し、出願する権利のない者が出願し、権利を取得してしまうこと。）の問題⁽⁵⁴⁾については事態の把握が困難であり、代理人を介して問題点の把握および専門的な対処をせざるを得ないという困難さもある。

外国での品種登録や商標権登録は推奨されており、品種登録は品種登録可能な期間内に、商標権登録も名称決定時に速やかに行っておくことが望ましい。しかし、こうした手続を育成者権者である都道府県のみが実施することには多くの困難が伴うことが確認できる。

そこで、対外国の窓口としての日本国政府（農林水産省および特許庁）の役割が重

(52) 日本農業新聞「『ルビーロマン』韓国で既に商標登録 種苗流出に警戒感 石川県」2021年8月19日（木）10：10配信
<https://news.yahoo.co.jp/articles/0e2ba591794dc139de0d6685141d692430afcaa5>（2021年10月24日最終閲覧）。

(53) 中日新聞「【石川】『ルビーロマン』韓国で流通 百貨店販売 無断栽培か」2021年8月28日5時（8月28日10時8分更新）
<https://www.chunichi.co.jp/article/319656>（2021年10月24日最終閲覧）。

(54) 鷲尾香一「中国、日本ブランドを勝手に商標登録、日本企業の被害深刻化～ネット上に蔓延する模倣品」2013.08.30 13：00 Business Journal
https://biz-journal.jp/2013/08/post_2806.html（2021年10月31日最終閲覧）。

要になってくる。というのも、外国での商標権取得、とりわけEU圏以外は、(1)外国への直接出願と(2)マドリッドプロトコールに基づく日本の特許庁を窓口とする国際登録出願があるからである(いずれも効果は同じで、(2)の出願日は日本の特許庁出願日となる。)。さらに、弁護士会や弁理士会にも協力を依頼して、こうした業務を遂行できる弁護士事務所・弁理士事務所等の推薦の仕組み(ポジティブリスト化)も望ましいと考える。

2点目に、育成者権という知的財産権侵害事例に対しての対応というところで、農林水産省の「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」にある重要な指摘⁽⁵⁵⁾を踏まえたい。具体的には、農林水産分野と他の産業(工業)分野の相違点としての以下の2点である。①農業分野では、生産者である農家が権利(育成者権)を有しておらず、模倣品が出まわった場合にも生産者自身が権利行使できない。一方、商工業分野では、生産者・販売者が権利を保有していることから、そうした場合にも生産者自らが権利行使することが可能である、②農業分野では、種苗会社は種苗だけを販売すればよいので、体系的に生産物のマーケティングが十分に行えていない(行う必要がない)、ただし公的機関が開発主体となっている品目についてはそうでもないが、実態として、消費者のニーズを把握することや、それに基づいて試作・評価を行い、それを次の販売に生かすという発想が乏しい傾向にある。他方、大企業を中心とした商工業分野では、ビッグデータの活用等の体系的なマーケティングが行われ、新製品の開発などもなされている。こうした指摘は重要であり、各自治体の農業・農産物領域にも、商工業領域の知見(権利保護施策やビジネス手法)を導入していくこと、および、必要に応じて農業・農産物領域と商工業領域との連携を促していくことが重要である。

3点目に、2点目との関連でいえば、農業・農産物領域のみならず商工業領域であっても、行政組織における法執行に係る行政資源は十分とはいえない。それに加えて、行政機関は、例えば種苗行政に関していえば、「優良品種の開発促進と育成者権に適切な保護を与えることによる品種の活用による産業の発展」というものに尽力している機関である。そのため、たとえ違反者の摘発が「育成者権に適切な保護を与えること」につながるといえども、こうした機関が違反者の摘発にどれほどの機動力を

(55) 農林水産省・前掲注(38)18頁。

発揮できるかには甚だ疑わしい点があるからである⁽⁵⁶⁾。こうした背景を踏まえて、今回の種苗法改正では、育成者権という知的財産権が及ぶ範囲が広げられ、かつ、明確に公表されるようにもなった。(1)①指定国以外への海外持出し、および②指定地域外での栽培という条件の違反は、それぞれ育成者権の侵害となり、個人の場合は10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらの併科（種苗法67条）、法人の場合には3億円以下の罰金（同法73条1項1号）が科される。つまり警察も、これらの種苗法違反事件を、その取り締まりの範疇に含めることとなったわけであり、行政機関と警察との連携がスムーズに機能することも期待したい。

4点目に、いわゆる「品種保護Gメン⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾」、2005（平成17）年に独立行政法人種苗管理センター（現：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）種苗管理センター⁽⁵⁹⁾）に配置された育成者権者の権利行使の支援を行う品種保護対策役の存在がある。彼らは登録品種が侵害に遭った場合に、その相談役となり、証拠品の保管や、DNA鑑定などによる侵害事実の確認のサポートを行ってくれる。こうした信頼性の高い技術的サポートを担える機関があり、育成者権者が随時に頼れるのは心強いし、育成者権侵害には地域レベルからグローバルなレベルのものまであるため、こうした機関こそ国家レベルで構築・維持発展されるべきものといえる。

4. 事業者（農研機構含む）の取組 —— 登録品種の自家採種・増殖に係る許諾

(1) 農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖の許諾

ここでは種苗法改正内容の(2)登録品種の許諾に基づく自家採種・増殖が規定され

(56) 拙稿・前掲注(1)40頁。

(57) 農研機構種苗管理センター「品種保護活用相談窓口 品種保護Gメン」

https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/hogotaisaku/files/taisaku-gyoumu-gaiyou_pamph.pdf（2021年10月25日最終閲覧）。

(58) 農林水産省・前掲注(38)125-126頁。

(59) 農研機構は1893（明治26）年に設立された農商務省農事試験場にその起源がある。農林水産省の試験研究機関の時代を経て、2001（平成13）年に独立行政法人として発足した。以後、数回の統合を経て2016（平成28）年に現在の「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」となった。

たことについて、各育成者権者たる事業者はどのように対処しているのかについて紹介したい。

まず、前述でも挙げた農研機構は、「自家用の栽培向け増殖に係るもの」については、以下のように許諾している⁽⁶⁰⁾。まず、農業者個人または農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人、ならびにこれらの者から農地を賃借する方等を対象としており、手続の簡便化のために、生産者団体等を通じた一括許諾についても奨励している。

登録品種は大きくは次のように分類されている。①許諾条件を遵守することにより自家用の栽培向け増殖の許諾手続が不要なものとして、稲（飼料用米、ホールクロップサイレージ（whole crop silage : W C S）含む）、コムギ、オオムギ、ダイズ、サトウキビ、ソバ、ハトムギ、ゴマ、ナタネ、花き、牧草、トウモロコシ等、②自家用の栽培向け増殖の許諾手続きを要するもの（無償、申請先：農研機構）として、カンショ、イチゴ、バレイショ、茶等（ただし、カンショ、イチゴ、バレイショについて、正当に入手した種苗そのものから自家用の栽培向け増殖を行うことは、入手後1年間に限り許諾手続きを不要とする。）、③果樹（ブドウ、カンキツ、カキ、ニホンナシ、クリ、リンゴ、モモ等）に係る自家用の栽培向け増殖の許諾手続は現在検討中である。

（2）株式会社サカタのタネ

業界最大手といえるサカタのタネは、種苗業者であることからその取り扱う種苗の一部分はF1（交配種）である。サカタのタネ野菜統括部によれば、主要取扱野菜の各品目のF1比率は、次のようになる。キャベツ100%、ブロッコリー100%、ハクサイ100%、ホウレンソウ100%、ネギ64%、ダイコン100%、ニンジン75%、トマト100%、トウモロコシ100%である⁽⁶¹⁾。これらの数値を踏まえると、豆類や、F1技術のないレタスなどは固定種であることから、自家採種・増殖についての対応も必要になってくる品目もあるかと思われる。だが、公式ウェブサイトの当該サイトには、「登録された品種の種苗を育成者の許諾なく、業として利用（増殖、譲渡、輸出入な

(60) 農研機構「農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて（農業者向け）」最終更新日：令和3年10月14日 公表日：令和3年8月31日
<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>（2021年10月25日最終閲覧）。

(61) 2021年6月30日、株式会社サカタのタネ 野菜統括部から筆者あての電子メールでの回答「弊社の主要取扱野菜の交配種品種率」による。

ど)する行為は禁止されており、損害賠償、刑事罰の対象となる場合があります⁽⁶²⁾。」との注意書きはあるものの、具体的な許諾の方法に関する記述はまだ示されていない。

(3) 新品種イチゴ「よつぼし」—— 種子繁殖型イチゴ研究会

「よつぼし」は、農林水産省の「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」に、民間企業と連携した海外展開をしている品種として紹介されている⁽⁶³⁾。日本で2番目のイチゴ種子繁殖型品種で、実用利用される品種としては初である。種子繁殖であるため、病虫害の親子間伝染を回避し、抜群の増殖率で、優れた種苗を効率よく得ることができるという利点を有する。

この品種開発は、三重県、香川県、千葉県と九州沖縄農業研究センターが育種素材を持ち寄り、各機関の圃場を巡回し、最も優れた両親の組合せを共同で選抜した成果である。最終的に選ばれた両親の組合せは、三重県育成の「三重母本1号」を母親に、香川県育成の「A8S4-147」を父親で、「よつぼし」は、これら両親を交配して得られるF1品種である⁽⁶⁴⁾。

この「よつぼし」という品種の利用については、種苗流通事業者が当該品種を扱う場合にも、「よつぼし」の許諾契約を必要としている。その内容は、種子1粒から苗1株を生産販売するような業態では育成機関の許諾等を受ける必要がないが、生産者に技術指導を行うことは求められている。そのためにも、「よつぼし」の種苗取扱事業者となるには、種子繁殖型イチゴ研究会に入会して、指導的役割を担うことが求められており、その一覧は、種子繁殖型イチゴ研究会のウェブサイトで公表されている。これは、顧客である生産者に正確な技術情報が伝達できるよう、また、苗の売りっぱなしにならないようにとの配慮である⁽⁶⁵⁾。

さらに、「苗をランナー⁽⁶⁶⁾で増やして販売することは、種苗法違反に該当しま

(62) サカタのタネウェブサイト「当社の育成者権（PVP）と特許権（パテント）について」
<https://sakataseed.co.jp/ip/>（2021年10月25日最終閲覧）。

(63) 農林水産省・前掲注(38)92-95頁。

(64) 種子繁殖型イチゴ研究会「新品種『よつぼし』」
<https://seedstrawberry.com/yotsuboshi.html>（2021年10月25日最終閲覧）。

(65) 種子繁殖型イチゴ研究会・前掲注(64)。

(66) イチゴは「ランナー」を通じて親株から養分をもらった子株が育って親株となり、翌年、その翌年と実を付けるというように、「ランナー」を伸ばし子株を増やす方法が一般的である。種から育てることもできるが、丈夫に育てることが難しいので、このように「子株で増やす方法が一般的」だとされている。

す」、「『よつぼし』の場合、農業者の自家増殖の範囲でランナー増殖することができます（農業者が、正規に入手した種苗で、自分の収穫物の一部を自分の経営内だけで用いる）。しかし、有償・無償を問わず、ランナー増殖した種苗を他人に譲渡することは固く禁じられています。ランナー増殖は、農業者の自分の経営内だけで認められた例外的な行為です。」との記述がある。種苗法改正前のままに「農業者の特権」を明示し、自家採種・増殖に関して許可不要とする様子から種苗法改正を踏まえていないのではないかとの疑念も湧く。しかし、同会の目的の第一番目に「種子繁殖型イチゴ研究会は、イチゴ種子繁殖型品種を開発、普及、活用することにより、日本農業の発展に寄与」することが挙げられており、「『よつぼし』の品種利用条件は比較的緩やかに設定されています。」と明言され、そのうえで、ルールが守られないと、今後登場する品種の利用条件が厳しくなってしまうため、不正行為を撲滅することは、この分野の種苗産業が発展する基本となるとして皆に協力を求めている⁽⁶⁷⁾。こうしたことから、品種の普及のためにも、あえてこうした自家採種・増殖に関して許可不要としていることが確認できる。

(4) 小 括

種苗法改正内容の(2)登録品種の許諾に基づく自家採種・増殖は、2022（令和4）年4月1日施行予定である。そのため、農研機構も、民間事業者も、さらには地方公共団体の許諾契約の内容についても、その全貌は未だ明確にはなっていない。つまり、現在検討中ということであり、今後の注視を必要とする。

他方、普及目的を掲げる「よつぼし」は、その質の担保を重視しながらではあるが、農業者の自家増殖の範囲でランナー増殖することを許可している（農業者が、正規に入手した種苗で、自分の収穫物の一部を自分の経営内だけで用いる範囲にとどまる）。これは新しい種子繁殖型イチゴ品種の普及を狙いとするという理由があるからであり、例外にとどまるといえよう。

(67) 種子繁殖型イチゴ研究会「品種育成者権と商標のルール」

<https://seedstrawberry.com/custom14.html>（2021年10月25日最終閲覧）。

5. 結 語

以上を踏まえると、冒頭の問いである「このような種苗法改正で優良品種の海外流出を抑制できるのですか？」という問いには、まだその途上であるという回答がふさわしい。筆者は、個人情報保護のデータ移転での検討と比較しながら、種苗の取扱いにおいても、個人データ同様に、フローを支える信頼が「(A) 国家—(B) 事業者—(C) 個人」間で重要であることを述べた。(A) 日本国政府がすべき法の充実、外国との窓口業務や育成者権者のサポート、(B) 育成者権者たる自治体または種子業者が徹底すべきこと、さらには種子流通業者が業界全体の発展を踏まえてすべきこと、(C) 生産者一人ひとりが心得るべきことはそれぞれ異なるが、それぞれが信頼される水準を満たすためにも、現在進行形で取り組む必要があるといえる。

なお、現行法は、「種子・種苗」という「物(現物)」の移転や利活用を前提としての対応の検討である。しかし、さらなる科学技術の進歩により、その物のゲノム解析から得られた塩基配列データ等(Digital Sequence Information: DSI)も含まれる、つまりデジタル化された種苗の情報の越境データ移転が、そのまま種苗の海外流出に直結するという事態になることも懸念される⁽⁶⁸⁾。そうした事態になれば、情報保護法制との距離は格段に縮まり、改めて別の対応も検討する必要があると思われる。

(こやま さとみ 富山大学学術研究部社会科学系)

【謝辞】

本稿は、JSPS科学研究費補助金(基盤(B)19H01438、代表:北村喜宣教授(上智大学))の助成を受けたものである。

キーワード: 種苗法/知的財産権/品種登録/育成者権

(68) 拙稿・前掲注(1)56頁。